

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年6月24日：ウルトラマン事件第6回

		原告	被告
前 回 の 課 題	報償責任主義	利益を上げる過程で他人に損害を与えた場合、その利益を得るものが損害の責任を負わなければならないという考え方。民法715条は、この考え方に基づき被用者が事業の執行につき第三者に損害を与えた場合、使用者と事業の代理監督者は損害賠償の責任を負うことを定めている。（被用者の選任、事業の監督につき相当の注意を払っていた場合を除く）	
	この事件へのあてはめ	この事件に当てはめてみると、ハヤタはウルトラマンとして怪獣退治をするという事業の執行の際にビルを破壊するという損害を与えた。国はその事業により怪獣が引き起こすはずだった被害を防ぐという利益を得ている。またウルトラマンが怪獣退治をすればビルを壊してしまうことは容易に想像でき、そのようなハヤタを雇ったのだから選任に注意を払っていたとはいえないし、ハヤタの行動が十分監督されていたとも言いがたい。よって使用者である国と代理責任者であるムラマツは損害賠償の責任を負うべきである。	
		<p>（千葉先生）なぜ報償責任のような考え方を採る必要があるのか？</p> <p>（原告側）なぜ利益を得た人が責任を負わなければならないかは、そういう考え方がなかったら、社会全体が全くの利益追求主義になってしまう、人の権利とかを侵害してももうけようとする人がいっぱい出る。そういうことがないように、責任を負わせる必要が生じる。「利益を得た人」がという点に着目すると、お金のある人が損害について賠償をするべきではないか。</p> <p>（司会者側）お金がある人が賠償するべきとあるが、貧乏人は何やってもいいことになる。お金のあなしにこだわってはいけなのではないか？</p> <p>（原告側）お金のある人が賠償すべきなのではなくて、利益を得た人が賠償すべき。</p> <p>（千葉先生）どうやってお金を得たのか？</p> <p>（原告側）人を使って仕事をさせて、それによって得た利益</p> <p>（千葉先生）自分だけではできないことを、人を使って行うことによって、利益を得ている。住宅地でそば屋をやっている。客が増えた。バイトを雇った。バイトが自転車で人をけがさせた。業務を拡張するために雇った人が他人に損害を与えたのだから、責任を負うべきである。</p> <p>c) 使用者責任の適用範囲は広い。</p>	
	危険責任主義	<p>社会に対して危険を創出する者は、それから生じる損害に対して常に責任を負わなければならないという考え方。この考え方をとると、人を使用して自己の活動範囲を拡大すれば社会に対する加害の危険を増大させることになるので、その増大された危険の実現としての加害については事業活動に従事する被用者を支配する立場にある使用者が、危険を支配する者として損害賠償を負わなければならないということになる。</p> <p>報償責任とともに無過失責任の根拠となる。717条の工作物責任などがこの例。</p> <p>ex) 原子力発電、自動車</p> <p>我々の社会では、過失がある者だけが責任を負うと考えられている（過失責任主義）。しかし、危険責任主義や報償責任主義が適用される場面では、過失がない場合でも、責任を負わなければならないとされる（無過失責任主義）。</p> <p>※基本は被害者救済</p>	
	この事件へのあてはめ	この事件では、ウルトラマンが怪獣を倒すことは危険な活動ということが出来るから、ハヤタの使用者である国は損害賠償の責任を負うべきである。	
	先生からの質問	公務に「付随的なこと」「周辺領域」まで責任を負わなければならない理由は？その範囲はどこまでか？境目になる視点は？	
質問への回答	銀行員が顧客から預かった金を横領した場合には、銀行は責任を負う。	銀行員が顧客から預かった金を横領した場合には、銀行は責任を負わない。（撤回）	

結論	横領するような人を雇って利益を得ている者は、賠償義務を負うべき。
千葉先生のまとめ	被害者の観点からみて、客観的にその行為が事業執行に際して、当該雇用者のための行為であるかどうか、が判断基準となる（外形標準理論）。
免責について	条文上、選任・監督については、相当の注を払った場合については、責任を負わない。しかし、実際の裁判例では、免責が認められたことはほとんどない。